

水防法の変遷

昭和24年 水防法制定

洪水または高潮に際し，水災を警戒し，防御し，被害を軽減させる諸対策を統一的に実施するため，水防組織や水防活動等について定められました。

昭和30年 水防法改正

洪水予報及び水防警報の実施が義務付けられました。

平成11年

6月29日 「福岡水害」
(地下室の浸水により死者1名・浸水戸数1,047棟)

平成12年

9月11日 「東海豪雨」
(死者・行方不明者10名・浸水戸数71,291棟)

11月8日 都市型水害対策に関する緊急提言

12月19日 河川審議会答申
「今後の水害防止のあり方について」

平成13年 水防法改正

洪水予報河川の拡充，浸水想定区域の公表及び円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置が定められました。